

# 『下関産品海外 PR 出展支援事業』

## 参加事業者を募集します

2024年12月17日

下関市産業振興課

下関地域商社

### 1 事業目的

下関市では海外の方に下関産品の魅力を認知してもらい、更なる輸出拡大につなげるため、シンガポールの現地レストラン等と連携して下関産品の魅力を、現地の一般消費者などに向けてPRする事業を実施します。ついては、本事業に参加する市内事業者様を募集いたします。

### 2 開催概要

(1)実施場所	対象国：シンガポール / 実施会場：現地のレストラン等
(2)内容	<u>参加事業者が、現地のレストラン等において、ふぐなどの下関産品の調理の仕方や食べ方提案などのPR（プレゼンテーションや調理等）を行う。</u>
(3)実施時期	2025年1月16日（木） <u>※開催時期は前後する場合があります。</u>
(4)対象産品	a.水産物（ふぐ） b.日本酒
(5)参加要件	<p>次の参加条件を全て満たす事業者であること。なお、参加条件に合わない場合やお申込みをいただいた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、その内容を確認した上で、参加をお断りする場合があります。</p> <p>また、参加事業者は、下関市が受託事業者との協議により決定しますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア (4)対象産品（以下「対象産品」という。）abのいずれかを取り扱い、下関市内に本社又は主たる製造工場等を有する中小企業者であること。</p> <p>イ 対象産品abのいずれかをシンガポールに輸出した実績があること。</p> <p>ウ 国の「シンガポール向け輸出ふぐ処理認定施設」として認定を受けていること（対象産品aのみ）。</p> <p>エ 参加決定後、現地のレストラン等において調理やプレゼンテーションを行うことができること。</p> <p>オ 次について承諾の上で、参加可能なこと。</p> <p>(ア) 参加に係る必要資料の提出等各種手続に協力すること。</p> <p>(イ) 参加時に催事の秩序を阻害する行為は一切しないこと。</p> <p>(ウ) 参加の成果把握のために、諸般の資料の収集に協力すること。</p> <p>(エ) 参加に伴う結果については、参加者において責任を負うこと。</p> <p>(オ) 参加決定後、自己都合によりキャンセルする場合は、それまでに要した費用をご負担いただく場合があります。</p> <p>(カ) 天災、感染症流行、現地情勢等より、本事業の全部又は一部について変更、中止又は延期になる場合がありますが、下関市はその際に生じた損害について一切負担いたしません。また、それまでにかかった経費等についても返還いたしかねます。</p>

